

再 評 価 調 書 (案)

I 事業概要								
事業名	林道事業(過疎山村地域代行林道事業)							
地区名	てさわせん 手澤線							
事業箇所	北設楽郡豊根村富山 地内							
事業のあらまし	<p>本路線は、北設楽郡豊根村富山地区に位置し、県道「飯田富山佐久間線」と県道「津具大嵐停車場線」を結ぶ幹線的な林道である。</p> <p>佐久間ダム上流部の豊富な森林資源を構成する当地域において林道を開設し、経済的かつ効果的に森林整備を進めることにより、水源かん養機能を高めるとともに林業生産性を向上させるだけではなく、地域交通の改善にも貢献する幹線として、1995年に国庫補助採択を受け、1996年4月19日に山村振興法に基づく幹線道路の指定を受け、以降、県営により事業を実施してきた。</p>							
事業目標	<p>【達成(主要)目標】</p> <p>森林整備の効率化</p> <p>林道を開設することにより、事業着工後、間伐等の森林整備を1年あたり利用区域面積(670ha)の1%実施する。</p> <p>【副次目標】(必要に応じて記載する)</p> <p>—</p>							
計画変更の推移		事業採択時(1995)	再評価時(2004)	再評価時(2回目)(2009)	再評価時(3回目)(2014)	再評価時(4回目)(2019)	変動要因の分析	
	事業期間	1995～2024	1995～2024	1995～2024	1995～2024	1995～2032	現地条件による施工の長期化	
	事業費(億円)	24.0	24.0	24.0	24.0	29.3	現地条件による工事費の増	
	経費内訳	工事費	24.0	24.0	24.0	24.0	29.3	現地条件による工事費の増
		用補費	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	
事業内容	林道開設 延長9,264m 幅員4.0m	林道開設 延長9,264m 幅員4.0m	林道開設 延長9,264m 幅員4.0m	林道開設 延長9,264m 幅員4.0m	林道開設 延長9,264m 幅員4.0m	林道開設 延長9,264m 幅員4.0m		
II 評価								
①事業の必要性の変化	1) 必要性の変化	<p>【事前評価時の状況】</p> <p>利用区域内には間伐などの森林整備が必要な森林が多く存在しているが、現状では森林内へのアクセスが困難であり、路網の整備が必要な状態である。</p> <p>【再評価時の状況】</p> <p>既に林道が開設された区間では、間伐などの森林整備が事業目標値を上回るペースで実施されているが、未開設の区間では森林整備が進んでいないため、路網整備が必要な状態に変化はない。</p> <p>【変動要因の分析】</p> <p>本地区における大きな変動要因はないが、京都議定書による森林吸収源対策や森林環境税の導入など、社会的には森林整備の必要性、重要性が増加している。</p>						
	判定	B	<p>A: 事業着手時に比べ必要性が増大している。</p> <p>B: 事業着手時に比べ必要性にほとんど変化がない。</p> <p>C: 事業着手時に比べ必要性が著しく低下している。</p> <p>※事業着手時と比較することが適当ではないと判断される場合は、「事業着手時」を「前回評価時」に置き換えることができる。</p>					

③事業の効果の変化

1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)の変化

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析の算定基礎となった要因変化の有無】
 有：事業期間、事業費、木材生産材積、森林整備面積
 【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】

区分		事業採択時 (基準年：1995)	再評価時 (3回目) (基準年：2014)	再評価時 (4回目) (基準年：2019)	備考	
費用 (億円)	事業費	—	19.6	30.1	工事費の増	
	維持管理費	—	0.0	0.1	事業期間の増	
	合計(C)	—	19.6	30.2		
効果 (億円)	木材生産等便益	—	4.3	10.1	森林整備区域増	
	森林整備経費縮減等便益	—	29.8	32.7	算定因子の見直し	
	合計(B)	—	34.1	42.8		
	(参考) 算定 要因	木材生産材積(m3)		52875	87838	
		森林整備面積(ha)		201.0	370.3	
費用対効果分析結果(B/C)		—	1.74	1.42		

※金額は、社会的割引率(4%)及びデフレーターを用いて現在の価値に換算したものの。

【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】
 「林野公共事業における事前評価マニュアル(H30版)」に基づき算出している。
 【変動要因の分析】
 ・工事費の増加及び事業期間の延長による事業費、維持管理費の増加。
 ・森林整備区域の増加による木材生産等便益及び森林整備経費縮減等便益の増加。

2) 貨幣価値化困難な効果の変化

【事前評価時の状況】
 該当なし
 【再評価時の状況】
 該当なし
 【変動要因の分析】
 該当なし

判定

B

A：事業着手時とほぼ同様の事業効果が発現される見通しがある。
 B：事業着手時と比べ低下が見られるが、十分な事業効果が確保される見通しがある。
 C：事業着手時と比べ著しく低下し、現時点では事業効果が確保される見通しが立たない。

【理由】事業期間と事業費の見直しにより費用対効果が低下するものの、十分な事業効果の発現が見込まれるため。

Ⅲ 対応方針(案)

継続

中止：上記①～③の評価で一つでもC判定があるもの。
 継続：上記以外のもの。

Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容

対象(事業完了後5年目) 対象外
 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】
 —
 【主な評価内容】
 間伐などの森林整備の状況から事業効果を確認する。

Ⅴ 事業評価監視委員会の意見

Ⅵ 対応方針